

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	教員研修充実方策の視点
Author(s)	古賀, 一博
Citation	日本教育行政学会年報 , 29 : 240 - 250
Issue Date	2003-10-17
DOI	10.24491/jeas.29.0_240
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00046711
Right	Copyright (c) 2003 日本教育行政学会
Relation	



[課題研究 2]

●発表・3●●

教員研修充実方策の視点

古賀 一博

はじめに

周知のように、「教員の養成や研修等をめぐる大学と教育委員会との連携」問題は、平成11年12月の教育職員養成審議会第3次答申『養成と採用・研修との連携の円滑化について』において指摘され、この提言を受けて、文部科学省は、平成13年8月に『教員養成等における大学と教育委員会の連携の促進に向けて一手を結ぼう、大学・学校・教育委員会―』（教員養成等における大学と教育委員会の連携の在り方に関する調査研究報告書；以下、『報告書』という）を取りまとめた。同『報告書』は、大学と教育委員会との連携の先進的取り組み事例を紹介するとともに、具体的な連携方策に関する提言を行っている。

そこで、本報告は、かかる『報告書』の提言内容を検討の主たる素材としながら、とくに現職教員の研修部分に焦点化して「大学と教育委員会との連携」が求められる背景やその現状を整理したうえで、わが国における現職教員研修の充実に向けて示されている具体的方策を明らかにするとともに、今後さらに検討されるべき諸課題をも考究することを意図している。

1. 現職教員研修のために「大学と教育委員会との連携」が求められる背景

わが国における教員の養成と採用・研修をめぐっては、これまで主として「養成は大学、採用・研修は教育委員会」という役割分担的な関係が存在し、ある意味それぞれの役割に対して相互不干渉的、消極的な意識が根強かったのではないだろうか。そして、この意識は、両者の意思疎通を希薄にするのみならず、両者間において相互不信あるいは不満を醸成する結果すら招いてきたと考えられる。とりわけ、教育委員会側からは、「大学における養成教育は実践的な視点に乏しく、現場ニーズに対応していない」といった不満や「大学教員自身の意識が学術研究に傾斜しており、そもそも実践的な能力を具備した教員を育成・輩出する意識が欠落しているのではないか」といったような厳しい指摘が示されていた。他面、大学側からも「教育委員会が実施している採用試験の問題等に対する疑義や職務研修内容の学問的・科学的水準に対する不満」といったものが表出されている。

一方、「生きる力の育成」、「総合的な学習の時間」の定着と充実、「特色ある学校づくり」、「チームティーチングや習熟度別授業など個に応じた教育指導の工夫改善」、さらには「いじめ・不登校・学級崩壊等の克服のため、専門家やボランティア等学校内外の多様な人々との連携協力」などをはじめ、現下の学校が解決・改善を期待されている教育課題は、周知のとおり、いっそうの厳しさとその広がりを増しつつあり、魅力ある優れた教員の確保がこれまで以上に強く求められている。

このような状況のなかで、教育職員養成審議会は、教員の資質・能力の向上をめざして、平成9年7月に『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』（第1次答申）を示し、教員養成カリキュラム等大学での教員養成の改善方策について提言を行った。続いて、平成10年10月の『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について』（第2次答申）においては、実践と理論の統合を図り教員の資質・能力をより速やかに全体的に高めるため、可能な限り多くの現職教員が多様な形態で修士レベルの教育を受けることができることを可能とする条件整備についても提言した。そして、それらの提言内容を踏まえつつ示されたのが、先に触れた平成11年12月の『養成と採用・研修との連携の円滑化について』（第3次答申）である。この第3次答申に

において、同審議会は、「教員の資質能力の向上は養成・採用・研修の各段階を通じ一貫して図られるべき」との基本的スタンスの下、とくに「大学と教育委員会との連携」の現状を次のように把握していた。

「大学と教育委員会との連携については、これまで、各都道府県レベル及び全国レベルにおいて教員の資質向上連絡協議会等の協議会が設けられ、教育実習等に係る問題を中心として、養成・採用・研修について相互の連携を図るための努力がなされてきた。

これらの大学と教育委員会との間で設けられた協議会においては、教員の採用選考方法や大学院における現職教員のためのカリキュラム等についての情報交換が行われ、相互の取組についての理解が深められるなどの成果が上がる一方、大学学部や大学院のカリキュラムを現場のニーズを踏まえたものに改善すること、教育委員会が教員研修の実施等において大学の力を活用することなどについて十分な成果をあげてきたとは言い難い状況にある（下線一筆者）。

つまり、教育職員養成審議会も「大学と教育委員会との連携」をめぐることは、従来の成果を一定認めつつも、教育実践的な取り組みへの理解と協力が大学側に不足していた点や教育委員会側が職務研修の充実に向けた取り組み等に際し大学を活用する努力に欠けていた点等を指摘し、両者の連携や協力が十分でなかったと認識しているわけである。同審議会は、かかる認識にもとづき、とくに現職教員研修のための連携に関連して、「大学における教員研修プログラムの研究開発を行い、教育委員会等に提供する方策や、大学において教員研修の実施体制を整備し、積極的に現職教員の研修を受け入れる方策、学校教育における様々な問題等を抱える現職教員からの相談に応じることができる相談体制などの整備を都道府県段階等で検討すること」の必要性を指摘している。

2. 現職教員研修をめぐる「大学と教育委員会との連携」の現状 ——アンケートと事例の整理

(1) アンケート調査の結果

この教育職員養成審議会の第3次答申を受けて、文部科学省が取りまとめた報告書が、先にも触れた平成13年8月の『報告書』である。そこで、以下、

本節では、同『報告書』で取り上げられた52都道府県・指定都市教育委員会と187校の大学を対象とした「大学と教育委員会との連携に関するアンケート調査結果」と「大学と教育委員会との連携」に関する先進的取り組み事例を中心に、とくに現職教員の研修をめぐる連携に焦点化してその内容を整理してみたい。

まず、「大学と教育委員会との連携に関するアンケート調査結果」によると、現職教員の研修の改善を目的とした大学との具体的な連携の取り組みを行っている教育委員会は計画中を含めて51.9%となっている。また、教育委員会と研修に関する具体的な連携の取り組みを行っている大学は、計画中を含めて31.5%となっている。そのうち、連携にあたって分科会（下部会議，下部組織）等を設置している教育委員会は33.3%，大学は55.9%となっている。

研修にかかる連携を始めたきっかけとしては、教育委員会および大学とも、「大学・教育委員会双方からの要請」が最も高く、教育委員会回答の57.1%，大学回答の44.1%を占めている。また、これに次いで多いのが、「教育委員会からの要請」であり、教育委員会回答の25.0%，大学回答の40.7%となっている。

現職教員研修についての教育委員会側の大学側に対する要望または大学側の教育委員会側に対する要望は以下の表のとおりである。表からも明らかのように、教育委員会は、大学に対してその専門性を活かした助言や協力を求めているのに対して、大学は、大学院修士課程への現職教員の派遣拡大や大

	教育委員会	大学
①大学院修士課程への現職教員の派遣の拡大	26.9%	65.2%
②免許状上進のための講習会の実施	34.6%	23.0%
③大学の主催する研究会等への現職教員の派遣・参加	32.7%	47.1%
④教員研修の体系化や多様化に関する大学の協力	51.9%	41.2%
⑤個々の研修内容に関する助言や協力	46.2%	42.2%
⑥教員研修と大学院教育とのより密接な連携	44.2%	48.7%
⑦その他	7.7%	3.7%

学で実施している研究会等への参加など、大学が主体となって実施している事業等への現職教員の参加を求めているようである。

このように、全国的に見た場合でも、現職教員研修をめぐっては、その連携の取り組みはけっして活発とはいえないが、各大学および教育委員会とも、その必要性を相対的に強く認識している点は注目されよう。ただし、それぞれの相手方に対する要望には、いまだ大きなギャップがあるようであり、それぞれの連携に対する思惑の違いも窺える。

(2) 事例の全体的傾向と注目事例

次に、「大学と教育委員会との連携」に関する先進的取り組み事例については、千葉大学教育学部や東京学芸大学などをはじめとする九つの国立大学教育学部・教育大学とその所在する都道府県教育委員会（一部指定都市教育委員会）との連携事例の他、玉川大学文学部教育学科と稲城市教育委員会との連携事例、多摩地区28大学と同地区公立小・中学校との教育連携（案）などが示されている。

全体的な傾向としては、紹介されている大半の大学で現職教員研修も協議対象に含む何らかの協議会を立ち上げている点、資格等取得のための認定講習を実施している点、さらには、大学院レベルにおける研修を目的として研究生あるいは大学院生として現職教員を受け入れている点（その数や形態はさまざまであるが）、などは確認できるものの、紹介されている大学間における現職教員研修をめぐり取り組みの質と量にはばらつきもあるようである。そこで、以下、とくに注目される取り組みのなかから、主なものを紹介してみたい。

まず、岐阜大学と岐阜県教育委員会との取り組みが挙げられる。岐阜での取り組みで注目されるのは、従来県教育委員会において実施されてきた職務研修の一部（6年目研修を中心とした）を岐阜大学において実施している点である。これは、「教育委員会実施の職務研修における大学教員への個人的な講師依頼」といった従来の枠組みを超えて、大学が組織として職務研修にも積極的に支援・関与するシステムであり、具体的な連携の一形態として注目される。また、テレビ会議システムを利用した大学院の遠隔講座を実施し

ている点も指摘できる。遠隔講座は、勤務地が大学から遠く通学が困難な現職教員に対して大いにその利便性を発揮するものであり、今後の多様な修学形態の一つとして注目されよう。

次に、静岡大学と静岡県教育委員会との取り組みがある。静岡での取り組みで注目されるのは、平成12年12月からではあるが、「現職教員教育等連絡協議会」という現職教員に軸をおいた連携のための協議会を新たに立ち上げている点である。ここでは、現行の大学院派遣制度に加えて大学院修学休業制度に関連する問題についても検討されており、大学院の積極的利用促進が図られているとともに、県下の附属小・中学校（3校）をテレビ会議システムのもとにサテライト教室として活用し、現職教員の再教育に当たっており、前述の岐阜大学と同様、注目される。

また、福岡教育大学では、資格等取得のための認定講習の一部を教育委員会と連携し、公開講座として実施する試みが報告されているし、岡山大学でも平成13年度からの新規事業として教員研修講座の共同開催や教育学部附属学校園における教員研修講座の開催が報告されている。

さらに、鳴門教育大学では、徳島県教育委員会との連携の取り組みのなかで、県内の学校における校内研修等に大学教官を派遣する「教育支援講師・アドバイザー等派遣事業」を展開したり、教育・文化フォーラムを共催でキャンパス外でも実施することによって、来学困難な現職教員へ情報提供を図るよう努力している。加えて、同大学は、県教育委員会のみならず、鳴門市教育委員会ならびに市内小・中・高等学校との連携の一環として、「鳴門市教育用コンピュータ活用推進協議会」を立ち上げて、コンピュータ教育利用に関する研修会を展開し、現職教員の能力向上を図るとともに、市教育委員会関係者や市内教員との情報教育に関する実践的共同研究をも推進している。

その他、『報告書』以外の事例として、大阪府教育センターは、本年度の夏季休業中における現職教員の研修機会を大幅に拡充し、その自主研修を支援するために、府内外の六つの大学、大阪教育大学、立命館大学、帝塚山学院大学、近畿大学、関西大学、大阪学院大学と連携して、講座を開設している。また、筆者の勤務する上越教育大学でも、県内教育委員会にこだわらず、

県域を超えて、東京都教育委員会との連携を推進すべく、「教員養成等に関する大学と都教育委員会との連携推進懇談会」に参画して、東京都の現職教員研修の活性化に寄与しているし、その具体例として、昨年度より東京都教育委員会の実施する現職研修第Ⅲ部（試行）の一部を同大学の公開講座（出前講座）として積極的に展開している（上記懇談会の大学側構成は、上越教育大学の他、東京学芸大学、玉川大学、青山学院大学、明星大学、および東京地区教育実習研究連絡協議会代表である）。

最後に、教育委員会との直接的な連携という点では若干の隔たりがあるものの、連携を進めるうえで示唆的と思われる東京学芸大学の取り組みを紹介しておきたい。同大学では、学内措置ではあるが、平成12年4月から「現職教員研修支援センター」を創設し、現職教員向けの多様な大学院教育プログラム（大学院昼夜間開講制度や夜間大学院、サテライト教室さらには現職教員向け短期特別コース〔1年コース〕等）の運営を積極的に展開している。そのなかでもとくに注目されるのは、大学院教育への橋渡しを企図した「事前研修講座」の開設と、短期特別コースの事例であるが、大学院入学前の段階で科目等履修生として大学院修了に必要な単位を取得させておくシステムである。この事前単位修得システムは、先に示した岐阜大学においても同様の取り扱い（認定公開講座）がみられ、現職教員の大学院研修の拡充という意味では大いに注目される。さらに、東京学芸大学においては、現職教員のための研修プログラム開発のために「教員養成カリキュラム開発センター」をすでに設置しており、この点も見逃せない取り組みといえよう。

3. 現職教員研修の充実に向けた「大学と教育委員会との連携」の具体的方策——『報告書』提言

上述のような注目すべきいくつかの事例も提言内容の素材としながら、『報告書』は、とくに大学との連携による教員研修の充実に向けて、次の四つの具体的方策を提言している。

①大学の講義を研修プログラムに取り込む

特に、大学院の講義等の受講を教育委員会が実施する研修の一環とみなすな

ど、各任命権者において実施する現職研修プログラムに大学での講義等を取り込むこと（岐阜大学教育学部の事例など）。その際、教育委員会が直接行うべき実践力を育成するための研修と大学・大学院で行う専門的研修の差異を踏まえ、両者の間のバランスや効果的な組合せなどに留意すること。

②現職研修プログラムの開発と実施に大学が協力する

教員に教科や教職の専門的・先端的知識を習得させ、教育に対する広い視野を持たせるためにも、単に研修の一部に大学教員を講師等として招くだけではなく、教育委員会が実施する年次別研修、専門テーマ別の研修、あるいは管理職研修などの企画・立案及び実施に関しても、大学の積極的な協力を得て、大学の人的・知的資源を活用した現職研修プログラムの共同開発にあたること。

③現職研修に遠隔授業を活用する

現職教員が大学院の授業を研修として受講する機会を拡充するため、大学から離れた地域においても身近な場所で大学院の授業を受講できるよう、双方向のやりとりが可能な衛星通信システム等を活用した遠隔授業を積極的に活用すること。

④校内研修を大学が支援する

各学校における校内研修に大学教員等の指導者を派遣すること。例えば、最近学校現場において盛んに実施されている情報教育に関する校内研修へ大学教員を派遣したり、生徒指導に関する共同研究を実施したり、さらには大学教員各人の専門分野等を記載した人材リストを作成し、教育委員会や学校へ提示すること（鳴門教育大学の事例）。

さらに、現職教員研修を含む、連携の基盤ともいうべき「組織的・継続的な体制づくり」に関して、以下の8点、すなわち、①連携の現状把握（既存の自主的連携やインフォーマルな交流の支援）、②連携のニーズ等の把握（連携相手のニーズ把握と可能な連携内容の発信）、③連携協議会の設置（とくに実務者レベルでの具体的部会の設置）、④可視的な連携の実施（取り組みの明文化やその徹底周知）、⑤担当部署の明確化（連絡窓口の一本化やホームページ等での周知）、⑥人事交流のための手続き等の整備（大学で講義可能な現職教員等の人材リストの作成・配付）、⑦キーパーソンの育成（大学院派遣教員や大学の非常勤講師経験教員等）、⑧市町村教育委員会レベルでの連携の推進（近隣市町村教育委員会とその所轄学校との連携、複数大学と

複数市町村教育委員会との共同連携)、もあわせて提言している。

4. 現職教員研修の充実に向けた「大学と教育委員会との連携」の諸課題

『報告書』に示されているこれら四つの具体的方策さらにはその基盤となる八つの提言は、現職教員研修の充実に向けて大いに参考となる。そこで最後に、これらの提言内容を受けて、現職教員研修を「大学と教育委員会との密接な連携」下でさらにいっそう充実させていくための視点から、今一度検討されるべき課題について補完的に論究しておきたい。

第1に、多様化の視点からの検討課題がある。なかでも、①対象者の多様化に関しては、これまで一般教員を主対象とした大学・大学院における現職教員研修を、管理職、事務職員、栄養職員等をも対象とするように拡充していくことである。次に、②形態の多様化に関しては、2年間フルタイムや14条特例による派遣研修といった形態にとどまらず、夜間あるいは昼夜間大学院、サテライト教室等の拡充を通して、勤務しながらでも修学が可能な体制をよりいっそう整備していくことである。さらに、③方法(媒体)の多様化に関しては、電話回線によるテレビ会議システム、人工衛星を利用したSCSシステム、さらにはインターネット等、さまざまな方法を駆使した遠隔授業が考案されることである。また、④スタッフの多様化に関しては、専門大学院の創設をもにらみながら、現職教員や教育行政関係者から大学スタッフへの思いきった登用を通して、教授陣の多様化を図ることが必要である。その際、人事交流の活性化という点から、任期を切ったの任用も有効であろう。教官のみならず、事務官レベルにおける交流推進も必要である。最後に、⑤連携先の多様化があげられる。大学側における連携の主たる担い手は、さしあたり教員養成系大学・学部であろうが、教育職員養成審議会の意見にもみられるように、担い手を硬直的に捉える必要もなく、むしろ教員養成系大学外の一般大学との積極的な連携を通して、現職教員の研修を充実させる方途も考案されるべきである。加えて、国立教員養成系大学・学部の再編統合問題とも相まって、県域を超えた大学(養成系であるかないかに拘わらず)と

教育委員会との連携パターンや、上述『報告書』に指摘されていた「複数大学と複数教育委員会との共同連携」という考えを地方の教員養成系大学・学部と教育委員会との関係においても検討しておかなければなるまい。

第2に、アカウントビリティの視点からの検討課題である。今日、大学に限らず、教育界全般においてアカウントビリティを的確に果たし、国民の信頼を回復することが強く求められているが、一般に、アカウントビリティを果たすうえでの不可欠な要素として、外部監査と情報公開があるといわれている。『報告書』にも指摘されているように、大学の外部評価委員会へ教育委員会や学校の関係者を参画させることによって、外部からの評価を確保するとともに、現職教員研修に対する彼らのニーズを的確に把握することが肝要であろう。加えて、その評価結果を広く公表することによってこそ、初めて国民（教育委員会や学校関係者を含む）の信頼を回復し、不満を解消することにもつながるのではないだろうか。

第3に、特色化の視点からの検討課題である。多様化の視点ともいくぶん関係するが、現下の地方分権的教育改革は、各教育委員会に対して、それぞれの実態に応じた独自の取り組みをいっそう進展させるであろうし、大学においても、国立大学の法人化による競争的環境の創出や大学自体の特色化がいっそう前進することになろう。そうした背景のなかで、すべての教育委員会とすべての大学との関係を硬直的あるいは画一的に捉えるのはいかなるものであろうか。たとえば、教育委員会側においても現職教員研修に対するニーズがすべての教育委員会で同一であるとは限らないであろうし、大学側においてもすべての大学が現職教員研修に関する同じ内容や水準を実際に確保、提供できるとは限るまい。しかしながら、ややもすると、これまでとくに教員養成系大学・学部に関しては、初等・中等教育の場合と同様、すべての大学・学部に対して養成・研修に関する同一の内容と水準をあまりに強く期待しすぎてきたのではないだろうか。むしろ、品質管理といった側面からいえば、一定水準を保障するという意味での共通性はそれぞれの内容に関して当然必要ではあろうが、とりわけ各教育委員会のニーズに応える側の大学においては、教員養成系の大学・学部を含み、各大学の個性・特色を最大限に活

かした個別の連携スタイル（当該大学が最も得意とする連携の内容と方法）を開拓し、それを積極的にPRしていくことが望まれよう。

（上越教育大学）

〈参考文献・資料〉

- (1) 教育職員養成審議会『養成と採用・研修との連携の円滑化について』（第3次答申），平成11年12月。
- (2) 文部科学省初等中等教育局教職員課『教員養成等における大学と教育委員会の連携の促進にむけて—手を結ぼう，大学・学校・教育委員会—』（教員養成等における大学と教育委員会の連携の在り方に関する調査研究報告書），平成13年8月。
- (3) 岡山大学教育学部連携推進委員会『平成13年度岡山大学教育学部・岡山県教育委員会連携協力事業研究報告書』平成14年6月。
- (4) 東京学芸大学現職教員研修支援センター『平成12年度東京学芸大学現職教員研修支援センター事業報告・現職教員研修と大学院』第1号。
- (5) 「平成14年度第1回教員養成に関する大学と都教育委員会との連携推進懇談会配付資料」平成14年7月。